精製糖工場等再編合理化事業

第1 事業の概要

本事業は、国内産の砂糖の持続的かつ安定的な供給体制を確立するため、精製糖工場、 化工でん粉製造工場及び糖化製品製造工場(以下「精製糖工場等」という。)のより効 率的な加工体制を構築し、製造コストの削減等による競争力強化を図るための取組を支 援するものとする。

本事業においては、精製糖工場等の再編合理化を促進するため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。この場合、事業実施主体においては、第6の2に定める精製糖工場等再編合理化計画(以下「再編合理化計画」という。)を作成しなければならない。

- 1 精製糖工場等の合理化 精製糖工場等の稼働率の向上等に向けた既存工場の廃棄・撤去
- 2 精製糖工場等の高度化 精製糖工場等の稼働率の向上等に向けた設備の高度化

第2 事業の実施基準等

- 1 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既 に終了しているものについては、本事業の補助の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算 定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの目的に合致するもので なければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」(昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知)及び「過大積算等の不当事態の防止について」(昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知)によるものとする。

- 3 第1の2の補助の対象となる機械器具設備等は新品に限るものとし、既存機械器具 設備等の代替として同種・同能力のものを再度導入すること(いわゆる更新と見込ま れる場合)については、補助の対象外とする。
- 4 施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とする。
- 5 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費については、本 事業の補助の対象外とするものとする。

第3 採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 取組の内容が、第4の成果目標に沿っていること。
- 2 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
- 3 整備を予定している施設等が、第4の成果目標の達成に直結するものであること。

第4 成果目標及び目標年度

- 1 実施要綱第4の政策統括官が別に定める成果目標は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 再編後の製造コストを3%以上削減
- (2) 再編後の工場の稼働率が20%以上向上
- 2 本事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする。

第5 補助対象施設の基準等

補助対象施設の基準等は、次のとおりとする。

- 1 精製糖工場等の合理化
- (1)補助対象となる精製糖工場等

補助対象となる精製糖工場等は、再編合理化計画において、廃棄の対象となっている精製糖工場等(以下「廃棄工場」という。)の原料の受入段階から製品の出荷段階までの製造施設・建物とする。

(2)補助対象経費

ア 施設等の廃棄・撤去

補助対象は、2の(2)に掲げる設備等の廃棄・撤去に要する経費(他の精製 糖工場等への譲渡に係る経費を除く。)とする。

なお、廃棄工場の設備等を売却して得た対価(当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編合理化計画が作成されている場合にあっては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。)については、これを補助対象経費から控除する。また、補助対象経費には、精製糖工場等の廃棄後の整地(舗装等を行っていない更地にする場合に限る。)に係る経費も含めることができるものとする。

イ 廃棄工場の施設等の残余財産相当額の補填

- (ア)補助対象は、2の(2)に掲げる精製糖工場等の施設等(取得年月が明らかであって、その取得価額が単価20万円以上のものに限る。)を廃棄する際に、当該施設等について、耐用年数に応じて旧定率法又は定率法により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額(以下「残余財産相当額」という。)とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は補助対象としない。
- (イ) 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該精製糖工場等において(ア)の耐用年数以上に設定されている施設等であって、かつ、(ア)の要件を満たすものに限り、補助対象とすることができる。
- (ウ) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - a (ア)又は(イ)の施設等(以下「対象施設等」という。)を取得した営業年度(廃棄工場の営業年度又は事業年度等をいう。)における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。
 - b 廃棄工場において、対象施設等と当該対象施設等について資本的支出に係 る部分とをそれぞれ個別の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、そ

れぞれについて個別に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の 残余財産相当額については、補助対象としない。

- c 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ個別の減価償却資産として区分し、それぞれについて(ア)、(イ)並びに(ウ)のa及びbの規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。
- (エ)対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。再編合理化計画が作成されている場合にあっては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が(ウ)のaの規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。
- 2 精製糖工場等の高度化
- (1)補助対象となる精製糖工場等

補助対象となる精製糖工場等は、再編合理化計画において、製造コストの削減等 に向けた効率的な加工体制等を構築するために施設等の整備を行うこととしている 精製糖工場等とする。

(2) 補助対象経費

次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

ア補助対象施設

原料入荷設備、洗糖・分蜜設備、洗浄・ろ過設備、濃縮・結晶設備、製品分蜜・乾燥設備、包装設備、製品出荷設備、副産物処理設備、その他精製糖等の製造に必要となる設備、制御室及び製造施設等を覆うために必要な建築物

イーその他

機械器具設備及び上屋等の設備に係る設計費及び諸経費

第6 事務手続

- 1 事業実施計画書の作成
- (1) 実施要綱第5に基づく、精製糖工場等再編合理化事業における事業実施計画書の 作成及び申請は、別記様式1号により行うものとする。
- (2) 事業実施計画書の提出、承認等
 - ア 事業実施計画の作成主体は、(1)により作成した事業実施計画及び2で作成 した再編合理化計画を農林水産省政策統括官(以下「政策統括官」という。)に 提出するものとする。
 - イ 政策統括官は、別記様式3号により承認された事業実施計画の作成主体に対し、 承認した旨を通知するものとし、承認されなかった事業実施計画の作成主体に対 しては承認しなかった旨を通知するものとする。

ただし、農林水産省生産局長又は政策統括官が別に定める公募要領により選定 された者が、当該公募要領により作成した事業実施計画に変更がない場合につい ては、実施要綱第5の2の(4)の事業実施計画の承認を受けたものとみなす。

- 2 再編合理化計画の作成
- (1) 再編合理化計画の趣旨

精製糖工場等の製造施設等の再編合理化により効率的な加工体制を構築し、製造コストの削減等による競争力の強化を図ることを旨とした計画とする。

(2) 再編合理化計画書作成主体

再編合理化計画書は、事業実施主体が作成するものとする。

(3) 再編合理化計画書の作成

再編合理化計画書は別記様式2号により作成するものとし、目標年度は計画作成 年度から3年以内とする。

3 費用対効果分析

本事業における費用対効果については、別記3-1「精製糖工場等再編合理化事業 に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画と併せて政策統括官 に提出するものとする。

- 4 事業実施状況の報告
- (1) 事業実施主体は、本対策の実施初年度から目標年度までの間、毎年度、別記様式 4号により、本事業の実施状況を、政策統括官に報告するものとする。
- (2)(1)の報告を受けた政策統括官は、その内容について検討し、事業実施計画書に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対して改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 5 事業実施結果の評価

実施要綱第7に基づく事業の評価については、次に掲げる方法で実施するものとする。

(1) 事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、再編合理化計画の目標年度の翌年度において、再編合理化計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記様式5号により、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、政策統括官に報告するものとする。

- (2) 政策統括官による事業評価
 - ア (1)により報告を受けた政策統括官は、事業評価の報告内容について、当該 事業評価が再編合理化計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告 内容を評価するものとする。なお、評価結果は、外部の有識者で構成される委員 会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果をとりまとめ るものとする。

また、評価に当たっては、必要に応じて事業実施計画書等との整合等を確認するものとする。

- イ 政策統括官は、アの評価の結果、再編合理化計画に定められた方法で事業評価 が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指 導するものとする。
- ウ イにより政策統括官から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価

を実施し、速やかに政策統括官に報告するものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

政策統括官は、(2)による事業評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、別記様式6号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度(1)の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

(4) その他

政策統括官は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

- 6 実施要綱第5の1の(2)の計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続は第7の1の(2)に準じて行うものとする。
- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 施設及び設備の変更
- (4) 事業費の3割を超える増減

第7 補助金の返還

国は、本事業において導入した施設が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

精製糖工場等再編合理化事業に係る費用対効果分析の実施手法

第1 趣旨

精製糖工場等再編合理化事業に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第2から第4までに定める手法により行うものとする。

第2 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。 投資効率=妥当投資額÷総事業費
- 2 妥当投資額の算定は、次の(1)から(4)までにより行うものとする。
- (1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額(以下「廃用損失額」という。)がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額=年総効果額÷還元率-廃用損失額

- (2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第3に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算 して算定するものとする。
- (3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率= $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n-1\}$ (別表1参照)

i =割引率=0.04

n =総合耐用年数=事業費合計額:施設等別年事業費の合計額 ただし、施設等別年事業費=施設等別事業費:当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び交付規則別表に定めるところによる。

- (4) 算定の基礎とする数値は、事業実施計画書(別記様式1号)の内容と整合性のとれたものでなければならない。
- 3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の合理化・高度化のための廃棄及び整備の投下資金の総額とする。

第3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

- 1 精製糖等製造の合理化・高度化に係る効果
- (1) 効果の内容

精製糖等製造の合理化・高度化に係る効果は、次のア及びイに掲げる効果をいう。

ア 製造コスト削減効果

当該施設等の合理化・高度化を通じ、工場の稼働率等が向上し、製造コストが削減する効果

イ 設備維持管理コスト削減効果

老朽化した旧設備を合理化・高度化することにより、修繕費等の設備の維持管理コストが削減される効果

(2) 算出方法

精製糖等製造の向上に係る効果の年効果額は、次のア、イ及び(3)により算定する年効果額の合計額とする。

ア 製造コスト削減効果

現在の精製糖等の年間1トン当たり製造コストと高度化後の年間1トン当たり製造コ

ストの差とする。

イ 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費との差とする。

(3) その他の効果

(1) に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる(様式は任意とする)。

2 その他の効果

1に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる(様式は任意とする)。

第4 費用対効果(投資効率)算定の様式

費用対効果(投資効率)算定に当たっては、第2及び第3に定めるところに従い、別紙様式により行うものとする。

別表1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0. 2246	33	0. 0551
6	0. 1908	34	0. 0543
7	0. 1666	35	0. 0536
8	0. 1485	36	0. 0529
9	0. 1345	37	0. 0522
10	0. 1233	38	0. 0516
11	0. 1142	39	0. 0511
12	0. 1066	40	0. 0505
13	0. 1001	41	0.0500
14	0. 0947	42	0. 0495
15	0. 0899	43	0. 0491
16	0. 0858	44	0. 0487
17	0. 0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0. 0479
19	0. 0761	47	0. 0475
20	0. 0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0. 0469
22	0.0692	50	0. 0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0. 0460
25	0.0640	53	0. 0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0. 0452
28	0.0600	60	0. 0442
29	0. 0589	80	0. 0418
30	0. 0578	90	0. 0412
31	0. 0569	100	0. 0408
32	0. 0559]	

1	精製糖工場等の合理化	· 高度	化に係る	る効果
_				シンソノヘ

(1) 効果の内容

(ア) 製造コスト削減効果

施設区分	効果要因	製品名	製造	コスト	削減額 (千円)	年間製造量 (t)	年効果額(千円)
			現況 (千円/製品ト ン)①	高度化後 (千円/製品ト ン) ②	3=1-2	(t) 4	(5)=(3) × (4)
			計				
データの根拠							
①							
2							
3							
4							

(イ) 施設維持管理コスト削減効果

施設区分	効果要因	現況の施設維持管理に 係る年経費 (千円)①	整備後の施設維持管 理に係る年経費(千円) ②	年効果額(千円) ③=①-②
	計			
データの根拠				
①				
2				

2 投資効率等の総括

(1) 年総効果額の総括 (単位:千円)

効果区分	効果内容	年総効果額
精製糖工場等の合理化・高度化 に係る効果		
計		

(2)総合耐用年数の算出 (単位:千円)

機械•施設名	耐用年数①	工事費等	年工事費(減価額) ③=②÷①
計		4	(5)
総合耐用年数=④÷⑤			年
データの根拠			
①			

(3) 廃用損失額

事業実施に伴い、財産処分又は本事業の目的以外に転用される既存の施設等がある場合については、当該施設等の残存価格を廃用損失額とする。

(単位:千円)

		廃用損失額
	 計	
	前	
データの根拠		
1)		
2		

(4) 経済効果総括表

区分	算式	数值	備考
総事業費	①	千円	
設備等売却益	2	千円	
年総効果額	3	千円	
総合耐用年数	4	年	
還元率	5		
妥当投資額	6=3÷5	千円	
廃用損失額	7	千円	
投資効率	8=(6-7)÷(1-2)		

- 注1 還元率= $\{i\times(1+i)^n\}$ ÷ $\{(1+i)^n-1\}$ 、i=0.04(割引率)、n=総合耐用年数
 - 2 公募要領別記3の第1の1及び2の事業をあわせて行う場合は、両メニューの事業費の合計額を総事業費とする。
 - 3 投資効率は小数点以下2桁まで求めるものとする。

番 号 年 月 日

農林水產省政策統括官 殿

所在地 名 称

代表者 (事業実施主体) 印

平成〇年度精製糖工場等再編合理化事業実施計画の承認(変更)の申請について

加工施設再編等緊急対策事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生産第2397 号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、別添のとおり、関係 書類を添えて承認(変更)を申請します。

- (注) なお、精製糖工場等再編合理化事業実施計画については、公募要領に基づき応募申請書を提出した際に添付した精製糖工場等再編合理化事業実施計画から変更はありません。
- 注1 関係書類として別記様式2号を添付すること。
 - 2 事業実施計画の内容が、公募要領に基づき応募申請書を提出した際に 添付した事業実施計画の記載内容と相違ない場合には、上に示した[] 内を記載し、以後の記載を省略することができる。
 - 3 事業実施計画の変更の申請の場合は、別添に、「変更の理由」を明記 するとともに、事業実施計画の承認通知があった事業の内容及び経費の 配分と、変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できる よう記載すること。

加工施設再編等緊急対策事業のうち精製糖工場等再編合理化事業

事業実施計画書

事業実施年度: 平成	年度	
都道府県·市町村名:		
応募主体名:		

(作成年月日:

- 1 事業実施主体の概要
 - (1) 名称、住所及び代表者の氏名
 - (2)役員の氏名及び職名
 - (3) 事業の主な内容

2 事業の概要

事業の内容及び実施方法	
事業の効果	
事業のスケジュール	

3 事業計画

(1) 各個別事業共通様式

実施事業名	工場名	事業実施予定工場					直近3年の操業実績		
关心事未有	上物口	住所又は所在地	工場面積	日産処理能力	年間処理能力	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	
精製糖工場等の合理化 (廃 棄・撤去)			m [*]	t	t	t	t	t	
精製糖工場等の高度化									
計									

(2) 事業の内容

①精製糖工場等の合理化(廃棄・撤去)

T-18-02	合理化の内容		i	経費見込額		製造実績	r+>+/= n+ ++n
工場名	廃棄予定設備	付随的工事	高度化等設備	廃棄・撤去経 費	計	(トン/ 年)	実施時期
	円	H	円	円	円		

② 精製糖工場等の高度化

工場名	製造実績	告実績 高度化の内容			経費見込額				事業実施によ る操業度の向
上场 石	(トン/年)	導入予定設備	付随的工事	導入設備	付随的工事	計	关心时期		上
			円	円	円	円		%→%	%→%

③ 高度化機械・施設の設置計画

										負担区分	分(円)		貸付!	ナの詳 田					
	No.	機械名	用途	処理能力	規格・形	式	設置 台数	総事業費 (円)	自己	資金			貸付	償還	竣工予定 年月日				
										うち貸付金	国庫助成金	貸付機関名	貸付時期	償還 年数					
機 械																			
械 																			
		T	合	計	1	Г		0	0	0	0								
										負担区分	分(円)		貸付!·	ナの詳 田					
	No.	施設名	種類名	構造	・規格	着工予定 年月日	着工予定 年月日	着工予定 年月日	着工予定 年月日	着工予定 年月日	看工予定 年月日 	総事業費 (円)	自己	資金	国庫助成金	貸付機関名	貸付時期	償還 年数	竣工予定 年月日
										うち貸付金			時期	- 年 叙					
施設																			
				計				0	0	0	0								
	機械・施設の合計								0	0	0								

(3) 経費の配分及び負担区分

	総事	業費		負担区分			
事業内容	(A) + (B) + (C)		国庫助成金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	備	考
精製糖工場等の合理化	円	Ħ	円	Ħ	Ħ		
精製糖工場等の高度化							
合 計	円	円	円	円	円		

(4) 収支予算 <u>①収入の部</u>

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較地		備考
,			増	減	
1国庫補助金					
2 その他					
合 計					

②支出の部

区分	太在庶圣質頞	本年度予算額前年度予算額		曽減	備考
区 刀	平 十尺 了 并 积	刊十尺了并供	増	減	V# 75
合 計					

(5)機械・施設の規模決定根拠

	機械・施設名	3	製品名		使用工程				
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計	7
	処理量[t]							0.0	7
								0.0	
								0. 0	
1	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	年間合計
	処理量[t]							0. 0	0. 0
								0. 0	0. 0
								0. 0	0. 0
	選定根拠 機械・施設名		製品名		使用工程				
	機械・施設名		製品名		使用工程				
	機械・施設名	4月	製品名	6月	使用工程	8月	9月	小計]
	機械・施設名			6月	_		9月	0.0	
	機械・施設名			6月	_		9月	0.0	
	機械・施設名 月 処理量[t]	4月	5月		7月	8月		0. 0 0. 0 0. 0	
	機械・施設名 月 処理量[t]			6月	_		9月	0.0 0.0 0.0 小計	年間合計
	機械・施設名 月 処理量[t]	4月	5月		7月	8月		0. 0 0. 0 0. 0 小計 0. 0	0.0
	機械・施設名 月 処理量[t]	4月	5月		7月	8月		0.0 0.0 0.0 小計	

<u>注1 この様式に準ずる既存書類(データ等)がある場合、その写しを添付してこれに代えることができる。</u>

4 専門用語の説明

これまでの記述内容に関して専門用語がある場合は下記に説明を記載すること。

用語	説明

5 添付書類 (添付書類名を記載すること。)

- 1 精製糖工場等再編合理化計画(別紙様式 1号)
- 2 廃棄施設等の図面
- 3 財産管理台帳
- 4 施設等の取得価格、取得年月日等が明らかになる資料
- 5 耐用年数対応の減価償却後の残余財産価額の積算根拠
- 6 施設等の設計図 (平面図及び立面図)
- 7 高度化等の設備の設置に伴う今後の販売先と販売製品の種類・販売量等が明らかに なる資料
- 8 施設に関する運営管理規程
- 9 費用対効果分析
- 10 事業実施計画に記載した事業費の算出根拠(概算設計書、見積書等)
- 11 再編合理化計画等の内容を補足する資料

加工施設再編等緊急対策事業のうち精製糖工場等再編合理化事業

再編合理化計画書

策定年度: 平成 年度 目標年度: 平成 年度

事業実施期間: 平成 年度 ~ 平成 年度

都道府県•市町村名:

事業実施主体名:

精製糖工場等再編合理化計画

1. 事業実施主体の基本情報

(1)名称								
(2)所在地								
(3)代表者								
(4)設立年月日	∃							
(5)資本金等及	及び株主等別の	の内訳						
(6)主な業務								
(7)常時雇用す	する従業員数							
(8)担当者連絡	洛先(氏名、所	属部署、職名、郵	郵便番号、住所、電話	番号、FAX、	メールアドレス)			
例):〇〇会社また、再編	が所有する2億 編統合に伴う、 な方針」につい を記載すること	原料の増加に対 では、現状を明ら	場について、効率的な 応するため、口口エ ^は	場の増強・高川	度化により稼働率 <i>0</i>	D向上を図り	、製造コストを低》	
(1)本事業の対	対象となる精製	製糖工場等の現 料	犬 (現状 〇〇年度))				
①精製糖工場	等の合理化(原	桑棄•撤去)						
事業者名	工場名	処理能力	原料加工数量	稼働率	製造コスト	従業員数	主な製造品目	施設における課題等
争未日右	(所在地)	(トン/日)	(トン/年間)	(%)	(円/製品トン)	(人)		
〇〇株式会社	□□工場 (○○市)							例)近年の砂糖需要の減少に 伴い、溶糖率が低下傾向。
計								
②精製糖工場	等の高度化(绚	集約先)						
事業者名	工場名 (所在地)	処理能力 (トン/日)	原料加工数量 (トン/年間)	稼働率 (%)	製造コスト (円/製品トン)	従業員数 (人)	主な製造品目	施設における課題等
〇〇株式会社	□□工場 (○○市)							例)近年の砂糖需要の減少に 伴い、溶糖率が低下傾向。
計								
(2)本事業の対			先)の再編合理化後(の目標 (目標				
		処理能力	原料加工数量	稼働率	製造コスト	従業員数	主な製造品目	目標の数的根拠
事業者名	工場名	(トン/日)	(トン/年間)	(%)	(円/製品トン)	(人)		
〇〇株式会社	□□工場							
Ī		<u> </u>		1	I	<u> </u>		†

その他期待される効果等

(注1)(1)の欄については、原則、直近のデータとする。

(注2)(2)の欄については、具体的な目標数値を記入すること。

(注3)稼働率=(年間原料加工数量÷年間稼働日数)÷1日あたりの処理能力とすること。

番 号 年 月 日

事業実施主体名 代表者氏名 殿

農林水産省政策統括官 印

平成○年度精製糖工場等再編合理化事業実施計画の承認について

平成〇年〇月〇日付けで申請のあった平成〇年度精製糖工場等再編合理化事業実施計画については、加工施設再編等緊急対策事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生産第2397号農林水産事務次官依命通知)第5の2の規定により、承認された※のでここに通知する。

なお、後日、貴〇〇に対して割当内示をするので、これに基づき進められたい。

※承認されなかった者に対しては、承認されなかったと記入するとともに、 なお書きを削除する。

番号年月

農林水産省政策統括官 殿

所在地 名 称

代表者 (事業実施主体) 印

平成○年度精製糖工場等再編合理化事業実施計画の実施状況報告

加工施設再編等緊急対策事業実施要綱(平成28年1月20日付け27政統第2397 号農林水産事務次官依命通知)第6の規定により別添のとおり報告します。 加工施設再編等緊急整備事業のうち精製糖工場等再編合理化事業

事業実施状況報告書

事業実施年度: 平成	年度	
都道府県・市町村名:		
事業実施主体名:		

(作成年月日:

精製糖工場等再編合理化事業実施計画の実施状況報告書

1 _	事業の目的	<u> 及び事業実</u>	施計画の基	本的な方針	-							
	(注)精製糖工場等	停再編合理化 ^፯	事業実施計画 <i>0</i>	02の「事業の目	的及び再編合	理化計画の基本		内容を記載する。				
	精製糖工場施 (1)本計画の再編			及びその後の) 状況							
	事業内容	工場名	型理能力(トン	原料加工数量		稼働 ²	率(%)			製造コスト(ト	円/製品トン)	
	学术门 位	(所在地)	/目)	(トン/年間)	基準年	現況	目標	達成率(%)	基準年	現況	目標	達成率(%)
	(注)再編合理化に	より集約された	工場の数値を記	載する。								
Γ	(2)再編合理化により発揮された効果等											
_	(3)今後の取組方											
	() / [] () () () ()											
L												
3 Г	実績額			T			4. 10	F. /\				
		取組内容		総事	業費	国庫初		区分)		備 考	
\dagger					円	四 年11	円	()	·····································			
	/ (十) 連制 姉 〒 4月 5	たの家庭 坳+	この公古来弗は	- - 蛙制蛙〒145	さた主却! イタナ	と対価も物吟し	た 宛 レ ナ 7					
	(注)精製糖工場等	チの疣果、豚츠	い心・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	、相数楣上场等	チで元列して待/	こ刈画で控除し	に供にりる。					

- 4 添付書類
- (1)取組の詳細及び事業費の内訳の詳細が分かる資料を添付。
- (2)再編合理化後の「現状数値」の詳細が分かる資料を添付。
- (3)参考資料として各精製糖工場施設等の位置がわかる当該地域の地図を添付。

番 号 年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

所在地 名 称

代表者 (事業実施主体) 印

平成〇年度精製糖工場等再編合理化事業における評価報告

精製糖工場等再編合理化事業実施計画の達成状況についいて、加工施設再編等緊急対策事業実施要綱(平成28年1月20日付け27生産第2397号農林水産事務次官依命通知)第7の規定により別添のとおり報告します。

※必要に応じて別記様式4号の事業実施状況報告書を添付すること。

精製糖工場等再編合理化事業に関する事業評価シート

基本情報

事業実施主体名	
都道府県・市町村名	
事業実施年度	〇年〇月〇日 ~ 〇年〇月〇日

	事果美 施 年度		0年0月0日 ~ 0年0月0日			
1	事業の導入及び取組の経過 (1)具体的な取組内容					
	(2)成果目標の達成状況					
	成果目標の具体的な内容					
	成果目標の達成状況	 指標	達成率			
	目標値					
	基準年 (平成 年)					
	目標年 (平成 年)		9			
	改善計画実施結果					
	(平成 年)					
	事業の実施による効果					

(注)

事業計画の妥当性

適正な事業の執行

1 「成果目標の具体的な内容」の欄については、様式第1号の再編合理化事業実施計画に記載した内容を記載すること。

(理由)

(理由)

- 2 「成果目標の達成状況」については、算出の根拠となる資料を添付すること。
- 3 「改善計画実施結果」については、成果目標が達成されていない等により、政策統括官から指導を受けた場合に記入すること。改善計画に2年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。
- 4 「事業の実施による効果」については、取組の総評を記入し、整備事業を実施した場合は施設の活用状況についても記入すること。
- 5 「事業計画の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入することとし、その理由をあわせて記入すること。

番 号 年 月 日

農林水産省政策統括官 殿

所在地 名 称

代表者 (事業実施主体) 印

平成○年度精製糖工場等再編合理化事業における改善計画について

精製糖工場等再編合理化事業において、当初精製糖工場等再編合理化事業 実施計画の目標の達成が図られるよう、別添の改善計画を実施することとす るので、報告します。

加工施設再編等緊急整備事業のうち精製糖工場等再編合理化事業

改善計画書

事業実施年度: 平成	年度	
都道府県・市町村名:		
事業実施主体名:		

(作成年月日:

精製糖工場等再編合理化事業の改善計画書

1_事業	の導入及び取組の経過										
2 <u>当初</u>	の再編合理化計画の目標が	未達成である原因	及び問題点								
3 事業	の実績及び改善計画		7 = ** c5 +5 +1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		\						
	(改善計画は、1か年の記	十画とし、要領に定め	る事業実施状況報告書の		<u>_と。)</u> の状況(実績)						
	取組内容			 基準年	目標年		達成率		達成年	達成率	
			事業実施内容	(計画策定時)	(〇〇年)	目標値	(%)	改善計画目標内容	(〇〇年)	(%)	
4 改善	方策 (問題点の解決のために	必要な方策を、事業	内容の見直しを含め具体	的に記述すること	: 。)						
	()-3/C-3/W-1-3/W-1-3/W-1-3/W-1-3/W-1-3/W-1-3/W-1-3/W-1-3/W-1-3/W-1-3/W-1-3/W-1-3/W-1-3/W-1-3/W-1-3/W-1-3/W-1-3				-0.						
5 改善	計画を実施するための推進体	本制									